

2019年分 決算に当たってのチェック・シート

(一社) 品川青色申告会
TEL: 03-3474-7564

今年もまた〈決算〉の時期がやって来しました。

ご承知の通り〈決算〉は、一年間の売上・仕入(売上原価)・必要経費の金額を確定させ、利益(所得)を計算する“一年間の総まとめ”ともいえる、極めて重要な手続きです。

毎日つづけた記帳も、最後の〈決算〉で誤っては、折角の苦労も水の泡です。

以下、〈決算〉に当たって従来、比較的誤りの多かった事項をまとめてみました。決算を進めるに当たり是非、チェックしてみてください。(チェック欄に☆印のついているものは、現金式簡易帳簿での記帳者には不要です。)

なお、ここに記した事項は、いずれも基本的な事項ばかりです。この他に、ご注意いただく事項や詳しい取扱いは、品川青色申告会事務局へお尋ね下さい。

(一般用)

項 目	検 討 事 項	留 意 点	チェック欄
売上(収入)金額 (決算書①)	イ. 領収書、請求書や預金通帳等と帳簿との照合をされていますか。	誤りがあつたら、まず帳簿を直して下さい。 (注) 源泉徴収されている場合、源泉徴収前の金額が売上となります。	
	ロ. 昨年すでに売上へ計上した売掛金などが、今年も売上に計上されていませんか。	たとえ、今年入金になったものであっても、すでに昨年の売上へ計上されていますから、今年の売上に計上する必要はありません。	☆
	ハ. 今年末までに、まだ入金されていない売掛金などを、売上に計上してありますか。	忘れずに加算して下さい。12月の〆切日以後31日までの分は、特にご注意下さい。	☆
	ニ. 臨時的(単発的)な取引の計上漏れはありませんか。	金額の多寡に係りなく売上に加算して下さい。	
	ホ. 仕入れた商品を家事で消費した場合や仕入れた商品を販売せず事業用に消費したものはありますか。	忘れずに売上へ計上して下さい。 ①年末に一年間分を一括で見積もり計上してもよいことになっています。	
		②売上に計上した金額は、決算書2ページの「月別売上(収入)金額及び仕入金額」欄の「家事消費等」欄に記入して下さい。 ③事業用に消費した場合は、売上に計上して下さい。仕入金額から経費へ振替える方法もあります。	
ヘ. 売上返品や売上値引分の処理は、出来ていますか。	その分だけ売上金額が少なくなります。もう一度確認して下さい。		

項目	検討事項	留意点	チェック欄	
売上（収入）金額 （決算書①）	へ. 空箱、作業くずなどの売却代金や受取りリベートのほか、消費税について税込経理を行っている場合の還付税額は、雑収入に計上してありますか。	㊤金額の多寡に関係ありません。 小額なものでも忘れずに。		
	ト. 事業用資産等の譲渡代金を計上していませんか。	㊤原則として譲渡所得の収入金額となります。		
売上 原 価	イ. 昨年すでに仕入へ計上した買掛金などが、今年も仕入に計上されていませんか。	たとえ、今年支払ったものであっても、既に昨年の仕入になっています。今年の仕入からは除外して下さい。	☆	
	ロ. 今年末までに、まだ支払っていない掛仕入などを、仕入に計上してありますか。	忘れずに加算して下さい。12月の末日以後31日までの分は、特にご注意下さい。	☆	
	ハ. 仕入返品や仕入値引分の処理は、出来ていますか。	その分だけ仕入金額が少なくなります。もう一度確認して下さい。		
	期末商品 棚卸高 （決算書⑤）	棚卸表は作成してありますか。 ※棚卸表は事務局にあります。	棚卸表はもとより、そのもととなったメモ（原始記録）なども、極めて大切な証拠書類です。必ず保存して置いて下さい。	☆
経 費	租 税 公 課 （決算書⑧）	イ. 所得税・住民税・各種健康保険料など、必要経費にならないものを除外してありますか。	事業税、消費税（税込み経理の場合）などは全額必要経費になります。	
	水道光熱費 （決算書⑩）	ロ. 店舗（事業）併用住宅にかかる固定資産税のように、事業用と家事用の両方に使用しているときは、家事用部分（家事費分）を必要経費から除外してありますか。	事業用部分と家事用部分を、一つの請求で支払っている場合には、使用割合・使用時間など、適切な基準によって按分して下さい。	
	通 信 費 （決算書⑫）	家事用部分（家事費分）は、除外してありますか。		
	接待交際費 （決算書⑭）	事業の遂行に関係ない家事費分が入っていませんか。家事費分は必要経費になりませんので、除外して下さい。	経費帳の「摘要」欄や領収書などから、いつでも接待などの相手方、その目的など事業との関連性を説明できるようにしておいて下さい。	
	損害保険料 （決算書⑮）		長期損害保険料の積立部分を除いていますか。	
	減価償却費 （決算書⑰）	店舗（事業）併用住宅などのように、事業用と家事用の両方に使用しているときは、家事用部分（家事費分）を必要経費から除外してありますか。	決算書3ページ「減価償却費の計算」欄を活用してください。	
	地 代 家 賃 （決算書⑲）		生計を一にする親族に支払っている地代、家賃は除いてください。 地代家賃の内訳も記載してください。	

項目	検討事項	留意点	チェック欄	
経	修繕費 (決算書⑯)	一つの修理・改良などのために要した金額が20万円未満のときは、無条件に修繕費となりますが、20万円以上になると減価償却費の計算をすることがあります。	20万円以上の修理、改良は資本的支出として減価償却費の計算をしなければならない場合があります。不明な時は事務局へおたずねください。	
	消耗品費 (決算書⑰) 又は 備品費	取得価額10万円以上のものが含まれていませんか。	1個の取得価額が10万円以上のものは、原則減価償却等をしなければなりません。その場合、「少額減価償却資産」や「一括償却資産」の取扱もあります。	
	給料賃金 (決算書⑳)	イ. 従業員に支給した食事や商品などの金額を、加算してありますか。	残業時の食事代※や勤務先で着用する被服代等は福利厚生費となります。 ※現金支給などは給与(源泉対象)となります。	
		ロ. 事業主への給与(生活費等)が含まれていませんか。	事業主への給与(生活費等)は必要経費にはなりません。	
	専従者給与 (決算書㉘)	イ. 事業に従事していない人に、支払ったものはありますか	当然のことながら、必要経費にはなりません。	
		ロ. 子供などに支払ったアルバイト代が含まれていませんか。	特別の場合は専従者に該当することもあります。通常は専従者に該当しませんので、必要経費にはなりません。	
		ハ. 専従者を配偶者控除や扶養控除の対象者としていませんか。	必要経費に算入した専従者給与を受けた人は、配偶者控除(扶養控除)を受けることが出来ません。	
		ニ. 専従者給与に関する(変更)届出書は提出してありますか。	生計を一にする親族への給与支払いは、届出が必要です。また支給基準を超える場合も同様です。	
	給料賃金 (決算書⑳) 専従者給与 (決算書㉘)	イ. 年末調整は終了していますか。	源泉徴収簿を備付け整理するとともに、決算書2ページの「専従者給与の内訳」「給料賃金の内訳」欄に記入して下さい。	
		ロ. 源泉徴収税額の納付は終わっていますか。		
利子割引料 (決算書㉙)	家事用借入金の利子は必要経費になりませんので、必要経費から除外して下さい。	事業用の借入金であっても、元本の返済は必要経費になりません。		
貸倒金 (決算書㉚)	自分で貸倒れと思っても、税法上は厳しい判断基準がありますので、ご注意ください。	債務者から相当期間返済を受けられない場合でも原則として書面による債務免除の通知等が必要です。		
青色申告特別控除 (決算書㉜)	10万円と65万円の2種類の控除があります。 65万円の特別控除を受ける場合は貸借対照表の作成(添付)と期限内申告が要件となっています。 不動産所得のみの場合は事業的規模であることが必要です。	不動産所得と事業所得の両方があるときは、まず不動産所得より差引き、引ききれない金額を事業所得から差引きます。 65万円の控除を受ける場合は、正規の簿記の原則による記帳が必要です。		

(不動産所得者用)

項目	検討事項	チェック欄
収入金額 (決算書①～③)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家賃・地代以外の収入の計上漏れはありませんか。 ◇ 権利金、礼金、更新料、名義書換料 ◇ 共益費や解約時の修繕費名目の収入 ◇ 未収入分 ◇保証金や敷金などのうち、返還を要しない部分 ○ 借地権の更新料や名義書換の承諾料などをもらいましたか？ ○ 共有物件に係る収入は共有持分割合により計上することになります。 	
租 税 公 課 (決算書⑤)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付用以外の不動産にかかる固定資産税などは除いていますか。 	
損 害 保 険 料 (決算書⑥)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付用でない家屋の分は除いていますか。 ○ 長期損害保険料の積立部分を除いていますか。 ○ 貸付部分の火災保険や地震保険の計上漏れはありませんか。 	-----
修 繕 費 (決算書⑦)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己の居住分は除いていますか。 ○ 固定資産の使用可能期間の延長又は価値の増加をもたらす20万円以上の支出（資本的支出）は修繕費から除外し減価償却費の計算をします。 	-----
減 価 償 却 費 (決算書⑧)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己の居住分は除いていますか。 ○ 定率法の届出をしないで定率法の計算をしていませんか。 ○ 建物、付属設備、一定の構築物は取得時期により定額法しか選択できません。 ○ マンションなどの取得価額に敷地権部分は含まれていませんか。 ○ <u>取得価額10万円以上又は修繕の内、資本的支出が対象となります。</u> 	----- ----- -----
借 入 金 利 子 (決算書⑨)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己の居住分は除いていますか。 ○ 貸付用以外の不動産取得等のための借入金の利子は除いていますか。 ○ 不動産所得が赤字の方は土地取得に係る借入金利子の金額を決算書「土地等を取得するために要した負債の利子の額」欄に記入して下さい。 	----- -----
地 代 家 賃 (決算書⑩)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己の居住分は除いていますか。 ○ 生計を一にする親族に対して支払っているものは除いていますか。 	
給 料 賃 金 (決算書⑪)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家事使用人分、専従者給与は除いていますか。 	
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家事費分（住まいや生活のための消費に係る部分など）を必要経費に計上していませんか。また、按分は合理的に行われていますか。 〔水道光熱費、旅費交通費、接待交際費は特によく調べて下さい。〕 	
専 従 者 給 与 (決算書⑫) ※必要経費として計上するには、右記条件を全て満たす必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産の貸付が事業的規模で行われていますか。 一般的には事業的規模は、建物の貸付の場合5棟又は10室以上貸し付けている事が基準となっています。 ○ 専ら事業に従事していない者を専従者としていませんか。 ※原則として不動産貸付期間の1/2を超えて専ら従事する必要があります。 ○ 専従者給与に関する（変更）届出書は提出してありますか。 給与額の変更及び賞与等の支給基準を超えて支給される場合は、あらかじめ変更の届出書を提出して下さい。給与等の金額は働きの適正な金額でなければなりません。 他人であれば同じ金額を支払うか否か、考えてみてはいかがでしょうか。 	
青色申告特別控除 (決算書⑬)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産の貸付が事業的規模で、正規の簿記の原則に従い記帳し、貸借対照表を添付して期限内に申告される方は65万円、その他の方は10万円です。 	

(注) 不動産の貸付が業務的規模の場合「資産損失」「貸倒金」「貸倒引当金」「専従者給与」の取扱いが事業的規模の貸付と異なります。